

制度適用以降
2件目の指定！

特定景観形成歴史的建造物として、 旧藤本家住宅主屋及び東屋を指定しました！

～古民家を歴史的景観の魅力を生かした公園施設として活用整備します～

このたび、鶴見区馬場花木園（風致公園）拡張予定地内に現存する古民家「旧藤本家住宅主屋及び東屋」を歴史的な景観を活かしながら保存、活用整備するため、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づく「特定景観形成歴史的建造物」として指定しましたので、お知らせします。

平成29～30年度に拡張予定地を公園として整備し、その後、主屋及び東屋は公園施設として公開する予定です。

■ 旧藤本家住宅主屋及び東屋（きゅう・ふじもとけじゅうたくしゅおくおよびあずまや）

旧藤本家住宅主屋は、大正2年に港北区篠原より当地へ移築された茅葺屋根をもつ歴史的建造物です。東屋は納屋を茶室として改修したもので、主屋と一体となって農家の屋敷を形成してきた附属屋の貴重な遺構です。

本敷地は丘陵に挟まれた谷戸で、主屋はその北東の丘陵を背に南面して建ち、主屋南西にはかつて谷戸田が広がっていました。現在は谷戸田の一部を池やショウブ田として馬場花木園（風致公園）に再整備しており、市民の憩いの場として親しまれています。この主屋及び東屋を含めた一体的な景観は、往時の本地域の谷戸田の原風景を彷彿とさせ、かつ今に伝える貴重な景観となっています。

- 【所在地】 横浜市鶴見区馬場二丁目 922 番地（裏面地図）
- 【種類】 古民家
- 【設計・施工】 不詳
- 【構造・規模】 主屋 木造平屋建 寄棟造 茅葺き 149 平米（45 坪）
東屋 木造平屋建 寄棟造 茅葺き 23 平米（7 坪）
- 【建築年】 主屋 江戸末期～明治初期



馬場花木園内（池越しに見る東屋）

【歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく歴史的建造物の認定年月日】平成4年1月31日

【景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物の指定年月日】平成28年11月15日



主屋（南側外観）



東屋（南東側外観）

◆景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物制度について

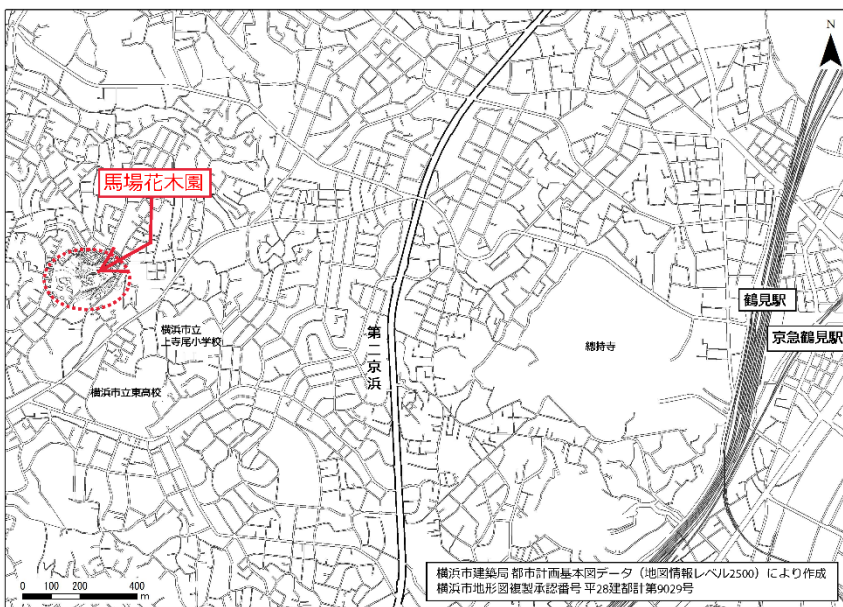
歴史的建造物は、活用のために用途変更を伴う大規模な改修などを行おうとすると、建築基準法への適合が課題となる場合が多くみられます。本制度による指定を基に建築審査会の同意を得ることで、建築基準法を適用除外とすることができ、歴史的建造物の価値を残したまま、バランスのとれた保全と利活用の検討が可能となります。

（裏面あり）

■ 計画配置図



■ 周辺案内図



〈馬場花木園の概要〉

【所在地】	鶴見区馬場二丁目 20
【種別】	風致公園
【面積】	13,377 m ²
【拡張区域】	面積 4,686 m ² 取得時期 平成 23 年 8 月

お問合せ先			
景観条例に関すること	都市整備局景観調整課長	飯島 悦郎	Tel 045-671-2006
歴史を生かしたまちづくり要綱に関すること	都市整備局都市デザイン室長	綱河 功	Tel 045-671-2009
公園整備に関すること	環境創造局公園緑地整備課長	藤田 辰一郎	Tel 045-671-2614